

平成 30 年度事業計画

(平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日)

I 基本方針

我が国（厚生労働省）においては、子ども、高齢者、障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指し、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる地域づくりへの支援とともに、複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりが進められ、その中心的な機関の一つとして社会福祉協議会があげられています。

こうした中、西淀川区社会福祉協議会（以下「本会」という。）においては、これまでに培ってきた相談支援に関する専門性やノウハウ、地域との関係性を活かしながら、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を展開すべき事業・活動として捉え、組織及び事業の活性化を図っていきます。

そのためには、分野を超えた相談支援機関やNPO、行政とのパートナーシップとしてこれまで以上連携し、地域と顔の見える関係づくりの強化を図っていきます。

このように、本会が具体的に包括的な支援体制の構築と実践において、どのようにすすめていくのか、といった組織の使命やビジョンを改めて確認するとともに、各部門の役割・機能の再確認をするといった、支援検討の場づくりなどの連携体制の構築を一層図ります。

<基本理念>

- (1) **人権が尊重され、すべての住民が安心・安全に暮らしつづけることができるあたたかい福祉のまちづくりに取り組みます。**
- (2) **住民主体を基本に「支えられ上手 支え上手な人があふれるまち」の実現に取り組みます。**
- (3) **「住民の声を大切に」「気づきの目線を大切に」住民に寄り添う心を大切にします。**
- (4) **親切・丁寧・柔軟な対応を心がけ、地域から信頼される組織を目指します。**

Ⅱ 事業概要

1 法人運営事業

(1) 社会福祉法人制度改革への対応及び組織の強化

社会福祉法人制度改革に基づき、円滑な運営をめざし、経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化に取り組みます。

- ① 組織の透明性・信頼性の向上
適正な法人運営と、事業や財政状況等の情報公開、コンプライアンス意識の向上、個人情報保護を徹底します。
- ② 組織体制の強化
外部研修会への参加勧奨と組織内研修の充実により、職員の資質向上を図ります。また、多様な雇用形態による職員を効果的・効率的に配置し、組織体制の強化に努めます。
- ③ 法人の適切な運営と事業推進のため、理事会・評議員会を開催します。
- ④ 会員組織の充実と会員の募集による自主財源の確保
賛助会員（個人1口 1千円、団体または法人1口 1万円）の増加をめざします。
- ⑤ 区内の福祉拠点として、区民に安心して利用していただけるよう、建物及び設備に関する「中長期修繕計画」を作成し、区在宅サービスセンターの設備の充実を図ります。

(2) 善意銀行の運営

- ① 預託金品（寄付）の受付と、善意銀行払出し部会において十分検討したうえで区内の福祉事業や団体の活動に対し有効に払い出します。
- ② 区域で福祉ボランティア活動を行う団体・ボランティアグループに対して「福祉ボランティア活動応援資金」による払出先を募集、助成します。
- ③ サロン活動の立上げ支援など、地域の居場所やつながりづくりとなる新たな社会資源の創出となる活動に対して払出先を募集、助成します。

(3) 共同募金並びに日赤業務への連携・協力

- ① 大阪府共同募金会より受けた配分金を各地域社会福祉協議会はじめ福祉を推進する団体からの申請に基づき配分し、区内福祉活動の充実を図ります。
- ② 大阪府共同募金会と連携・協力し、地区募金会事務を効果的に行います。
- ③ 共同募金運動の広報や啓発及び街頭募金への職員参加など積極的に協力します。
- ④ 日本赤十字社大阪府支部並びに区奉仕団と連携・協力し、社資募集業務に協力します。

(4) 「社会福祉協議会活動の見える化」 広報・情報発信機能の充実

- ① 社協広報誌「区社協だより」の発行
- ② ホームページのリニューアルを行い、フェイスブックやツイッターなどSNSを活用した最新情報の発信
- ③ パンフレット等を活用した広報啓発
- ④ 区社協キャラクター「ふくふ君」を活用した、会員募集や事業周知
- ⑤ 区社協ユニフォームなどを活用した区社協職員による事業の見える化

(5) 各地域団体との連携・協力

自主的な運営を行う各地域団体（区地域振興会等）の運営・活動への協力をを行います。また、各地域団体への協力を通じて、地域福祉活動への効果的な推進につなげます。

(6) 西淀川区社会福祉講演会の開催

地域福祉推進啓発の福祉講演会を開催します。

2 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉推進ビジョンの推進

住民参加や協働による福祉活動の充実、福祉コミュニティづくりなど、将来の地域福祉の展望に向け区役所と合同事務局となって、「西淀川区地域福祉推進ビジョン」を推進していきます。

- ① 西淀川区地域福祉推進ビジョンを推進し、区内住民に発信・周知します。
- ② 「地域に関するアンケート」や活動者へのインタビューをもとに、地域における「地域座談会」や「協働の場」を開催し、「支えられ上手 支え上手な人があふれるまち」の実現に向けた、取り組みを行います。

(2) 地域福祉活動の支援

各地域の地域福祉活動の状況把握に努め、活動の推進・支援を行い、小地域福祉活動の活性化を図ります。

- ① 地域組織内にある福祉の活動者と連携・協働して、地域の福祉課題を把握し、地域とともに課題検討を進めていきます。
- ② 区役所と合同事務局となって、地域の福祉活動者に対して、情報交換と活動の充実を目的とした「地域福祉活動連絡会」を開催します。

(3) 各種団体・関係機関・施設との連携強化

高齢者、子ども、障がい者（児）、子育て中の親等、種別を越えたネットワークの構築をめざし、区内で組織されている各種団体・関係機関等の活動報告・情報交換会を開催し、連携強化を図ります。また、イベント等を通じてつながりを深めます。

- ① 社会福祉施設連絡会の開催
- ② 子ども・子育て支援連絡会の開催

- ③ 区地域自立支援協議会への参画
- ④ 「まるごとネット」(子ども・子育て支援・障がい者支援・高齢者支援の施設・団体と区社協)の開催
- ⑤ ふくふくミニまつりの開催

(4) 災害発生時における支援体制の強化

区役所と協定書を締結している「区災害ボランティアセンター」「福祉避難所」の役割を確認・共有し、さらに、水防法改正に伴い、西淀川区は浸水想定区域とされているため、避難確保計画に沿った訓練を実施し、災害発生時における活動支援体制の強化に取り組みます。

(5) 福祉教育の推進と支援

小・中学校などにおける福祉体験学習をはじめ、当事者を交えた学習を取り入れ、福祉に関する学習会、講習会の開催支援を行い、地域住民の福祉に対する意識を高め、より住みよいまちづくりをめざして福祉教育を推進します。

(6) その他

- ① キャラバンメイト連絡会の運営及び認知症サポーター養成講座の実施と支援
- ② 大型遊具貸出事業
- ③ 車いす貸出事業
- ④ ハチ食品寄付物品による払出事業

3 地域と連携した要援護者の見守りネットワークの強化

(1) 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

福祉専門職の「見守り支援ネットワーク」と、各地域に配置する「地域福祉活動支援コーディネーター ※」が連携し、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークの実現をめざします。

- ① 行政が保有する要援護者情報を集約し、地域団体等への情報提供に係る同意確認を進め、地域の見守り活動等につなぎます。また、各地域を拠点として「地域福祉活動支援コーディネーター」を配置し、地域の実態を反映した要援護者名簿の整備を進め、各地域に名簿提供及び更新をしたうえで、地域住民が主体となる見守り活動を支援します。
- ② 支援が必要にも関わらず、福祉サービスや地域における見守り活動等の支援を受けていない方や制度の狭間で専門的な対応が必要な孤立世帯等に対して、「見守り支援ネットワーク」が積極的に出向き、支援のニーズに応じて適切な関係先と調整し、福祉サービスや地域の見守り活動等につなぎます。
- ③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見、保護のための仕組み「認知症高齢者見守りネットワーク」の構築を進めます。

※「地域福祉活動支援コーディネーター」とは、
地域で孤立する要援護者（高齢者や障がい者など）を地域で把握し、
地域での見守り支援や専門機関への橋渡しをおこなうことを目的
に区内の14地域に1名ずつ配置しています。

（２）要援護者支援「見守りネット倶楽部」・地域福祉担い手育成事業

各地域を拠点に配置する「地域福祉活動支援コーディネーター」を中心に、
高齢者や障がいをお持ちの方など、支援を必要とする方を対象に、地域住民
自らが継続的・日常的に見守る仕組みの構築を進めます。

4 生活困窮者に対する支援の強化

（１）生活困窮者自立相談支援事業

社会的孤立・経済的困窮により生活困難を抱える方々の早期把握と自立に
向けた支援を、株式会社アソウ・ヒューマニーセンターと共同体として取り
組みます。特に、生活困窮に陥った住民の相談窓口として機能させ、区役所
生活自立相談窓口と連携し、本人の尊厳ある自立に向けた支援と解決につな
がる具体策の提案と紹介を行います。

（２）生活福祉資金貸付事業

低所得者、障がい者または高齢者の世帯を対象に、資金の貸付と民生委員
による必要な支援を行うことにより、経済的自立と生活の安定をめざすこと
を目的とした事業です。資金制度の相談窓口として、さまざまな生活課題を
抱える人たちに対して効果的に支援できるよう取り組みます。

5 ボランティア・市民活動センターの運営

（１）ボランティア・市民活動の推進

あらゆる世代の区民がボランティア・市民活動センターに関心を寄せ、活
動に参加できるような取り組みや、新たなネットワークを開拓しながら、地
域活動や社会貢献活動の支援を行い、効果的な運営を目指します。

- ① ボランティア・市民活動のコーディネート
- ② ボランティア・市民活動への支援
 - ア 活動や立ち上げ、運営に関する相談・支援
 - イ 機材やスペースの貸出
 - ウ 「ボラセンGO！連絡会」の開催
- ③ 福祉ボランティアグループ活動助成の案内、申請受付
- ④ ボランティア講座等によるボランティアの発掘・育成
 - ア 保育ボランティア養成講座の開催
 - イ 男性ボランティア養成講座の開催
 - ウ 傾聴ボランティア養成講座の開催

エ その他ボランティアグループ等の実情に応じて、必要なボランティア養成講座の開催

(2) 多様なボランティア・市民活動団体同士の連携・協働推進

- ① 企業、NPO、事業所などによる「にしよどリンク（異業種交流会）」の開催
- ② まるごとネットの団体・施設等による「交流カフェふくふく」開催の支援

(3) ボランティア・市民活動についての広報・啓発

- ① 広報誌、情報誌、ホームページなどSNSを利用した活動情報の発信
- ② 区民まつり他各種イベントでの啓発
- ③ 「にしよどボランティアエキスポ」の開催
- ④ チラシやリーフレットの設置

(4) 災害ボランティア活動センター運営体制整備

- ① 災害ボランティアセンター開設訓練の実施
- ② 災害ボランティア養成講座の開催

(5) ボランティア保険の受付・取次ぎ

(6) ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催

ボランティア・市民活動センターの円滑な運営に向け、多様なメンバーによる運営委員会を開催します。

6 生活支援体制整備事業

介護保険制度では賅うことができない多様な生活支援ニーズに応えるため、多様な主体による生活支援サービスを創出するとともに、西淀川区に住まう高齢者がいつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らしつづけることができるよう、高齢者自身が主体的に取り組むことができる介護予防の充実を図ります。

(1) ニーズと地域資源の把握・ネットワーク構築

様々な団体・企業・NPO等の事業主体とネットワーク（以下、協議体）を構築し、地域にどのようなニーズやサービス、拠点があるか調査や課題抽出を進めます。

(2) 身近な地域の居場所の創出

既存の地域資源のサービスを拡充するとともに、新たな地域資源のサービス創出を地域内の既存のネットワークや協議体等と協力し進めます。

(3) 有効活用可能なスペースの発掘・開発・担い手とのつなぎ

社会福祉施設や商店街空き店舗など、有効活用可能なスペースを、地域内の既存のネットワークや協議体等と協力し発掘・開発します。また担い手に

関する養成講座を随時開催し、居場所等の創出につなげます。

(4) 様々なサービス実施情報の周知等

高齢者をはじめとして、高齢者を支援する方に対しても様々なサービス実施情報が行きわたるよう、既存のネットワークや協議体等と協力して周知の充実を図ります。

7 権利擁護のとりくみ

あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々を対象に、本人との契約に基づいて福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理・証書等の預かりサービスを実施し、利用者の権利擁護に努めます。

8 地域包括支援センター事業

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者が、住み慣れた地域で尊厳ある生活をし続けられるよう、必要に応じて介護、福祉、保健、医療などの適切なサービスが包括的かつ継続に提供される体制である「地域包括ケア」を支える中核機関としての役割を担います。

(1) 総合相談支援および権利擁護業務

- ① 様々な社会資源と連携し、同居していない家族や近隣住民からの情報収集などにより、高齢者の心身状況や家族の状況などの実態把握を行います。
- ② 高齢者やその家族、地域住民からの様々な身近な相談に対応するため、専門機関、行政、地域との連携に努めます。
- ③ 認知症高齢者、地域とのつながりが薄い高齢者や生活困窮問題を抱える高齢者などの個別課題から見えてきた課題を、地域の課題として捉え、解決するための支援として、区社協部門間の連携と各関係者や地域住民とともに取り組んでいきます。
- ④ 高齢者虐待対応や成年後見制度の活用など、高齢者の権利擁護において、各関係機関との連携を図り支援に努めます。
- ⑤ 増加する高齢者への悪質商法や還付金詐欺等への注意喚起及び予防を地域住民等に啓発していきます。

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

- ① 個々の高齢者の状況変化に応じた適切なケアマネジメントが実施されるように、介護支援専門員、主治医や地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種相互の協働による関係づくりを進めます。
- ② 地域の介護支援専門員へのスキルアップ研修の開催や、相談しやすい関係づくりに努めます。
- ③ 地域の介護支援専門員相互の情報交換などを行う場を設け、介護支援

専門員同士のネットワーク構築を推進します。

(3) 地域ケア会議

- ① 個別支援のための地域ケア会議
支援に困難を感じているケースや自立に向けた支援が難しいケースに対し、様々な機関や職種が多角的視点から検討を行うことにより課題解決を図ります。
また、地域包括支援センター職員や介護支援専門員等の実践上の課題解決力向上を図ります。
- ② 課題抽出のための地域ケア会議
個別ケースの背後に、同様のニーズを抱えた高齢者やその予備群を見出し、関連する課題を整理し、解決すべき地域課題を明らかにします。

(4) 介護予防ケアマネジメント

- ① 本人の意思を尊重し、生活の質の向上に資するサービス提供がなされるよう支援します。
- ② 要支援者などが要介護状態となることを予防し、自立した生活を送ることができるよう、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援します。
- ③ 本人の自立支援に資するよう、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持って生活ができるように、「心身機能」「活動」「参加」のバランスに努めます。

(5) 家族介護支援事業

- ① 介護や認知症に関する講座、研修会を開催します。
- ② 介護者家族の集い「ひまわりの会」及び増加する男性介護者の集い「ひょうたんの会」へ、介護者の悩みや情報交換の場として開催支援を行います。

9 在宅福祉サービスの運営

介護保険制度改正に伴う影響把握に努め、安定経営に向けた対応に取り組みます。

(1) 大阪市介護予防教室（なにわ元気塾）事業

65歳以上の方を対象に、介護が必要な状態になることを予防し、いつまでもいきいきと自立した、自分らしい生活が送れるよう、老人憩の家などの地域の集会所で、体操やレクリエーション、音楽、手工芸等を通して地域での仲間づくり、交流を図ります。

(2) デイサービス事業（通所介護、介護予防型・短時間型通所サービス）

平成29年4月から総合事業に移行し、短時間（3時間未満）の通所サービスを引き続き実施します。また、日常は要支援・要介護状態となった高齢者に、介護サービス（送迎・入浴・食事・レクリエーション）を実施し、高齢者の閉じこもり防止、ふれあいの場の提供、家族の介護負担の軽減などの

役割を担います。さらに、西淀川区通所サービス事業所連絡会に参画し、事業所間の連携と交流を図り、資質向上に努めます。

10 西淀川区老人福祉センターの管理運営

西淀川区における高齢者福祉の拠点施設として、老人福祉センターの管理運営業務を担います。老人福祉センターでは、地域の高齢者に対し、健康の増進、教養の向上やレクリエーションのための各種サービスを提供するとともに、ボランティア活動など地域での社会参加を支援します。

(1) 生きがいづくり事業

高齢者のニーズに応じた様々な事業（手作り教室・いちよう学園など）について年間を通じ開催します。また、ボランティア・市民活動センターと連携し、自主サークル活動への支援や、区内福祉施設でのボランティア活動について支援を行います。

(2) 健康づくり事業

高齢者の健康維持・増進のための講座（骨盤体操教室、ストレス解消教室、等々）を開催します。また、年2回認知症予防のための「おとなのてらこや」を区内NPO団体と協働し継続実施します。

さらに、保健福祉センターと連携し「いきいき百歳体操」や西淀川区のオリジナル健康体操「に～よん健康体操」の普及を図ります。

(3) 世代間交流事業

区教育支援グループと連携し、図書に親しみ多世代が交流する環境づくり事業の一環として開設している「に～よん文庫」を、西淀川図書館を中心に活動している図書ボランティアの協力を得て引き続き実施します。また、囲碁愛好の利用者によるボランティア活動である、区内小学生を対象とした「こども囲碁教室」も引き続き継続実施します。

(4) 老人クラブ活動への支援

区老人クラブ連合会の事務局が老人福祉センター内に設置されており、老人クラブ会員の生きがいづくり、健康づくり、地域での活躍を支援します。また、地域での社会参加・奉仕の一環としての、大野川緑陰道路での清掃活動や福祉施設でのボランティア活動を支援します。

11 西淀川区子ども・子育てプラザの運営

(1) 子育て活動支援事業

① 子育て情報の収集、管理、提供

区役所や子育て支援事業を実施する施設等と連携・協力し、子育て活動の情報交換や共有を図るとともに、区内の子育て支援情報誌の発行に協力します。また、ホームページや「プラザイベント情報紙」による情報の提供及び定期的な地域の巡回により情報収集を行います。

- ② 地域の自主的な子育て活動への支援
子育てサロン・サークルの活動の活性化に向けた支援として、運営面での助言や場所の提供、遊具の貸し出し等を実施します。また、引き続き「子育て支援ボランティア養成講座」を開催します。
- ③ 子育て中の親子の支援
子育てに関する必要な知識やノウハウを学べる保護者向けの講座を実施し、特に、子育ての悩みを軽減すべく「叱り方講座」や「離乳食講座」などを出産後ではなく、妊婦の時期から学べる機会を作ります。
- ④ 児童の健全育成事業
異学校、異学年の子ども達とスポーツや工場見学、調理実習などの行事を通し、ふれ合う機会を毎月提供します。また、年に2回程度、出前講座として地域に出向いてのイベント等も行います。
- ⑤ 地域関連事業
地域の高齢者と児童・乳幼児が交流できる機会を提供します。「区民まつり」、「ふくふくミニまつり」など、地域と共に世代間交流事業を実施し、地域子育てサロン等とも協働でイベントを開催します。
- ⑥ その他
 - ア 「西淀川区子ども・子育て支援連絡会」の運営協力
 - イ 「西淀川区子育て情報マップ」の製作協力
 - ウ 「(仮) えほん展ふわふわ」の協力
 - エ 「に～よん文庫」の協力
 - オ 「多文化交流」の実施

(2) 大阪市ファミリー・サポート・センター事業（支部業務）

子どもの預かり、幼稚園や保育所などへの送迎など、臨時的・突発的な保育ニーズに応えるために、子育ての援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（依頼会員）とを組織化し、会員同士による子育ての相互援助活動を実施するためのコーディネート（調整業務）を行っていきます。また、本部（大阪市立男女共同参画子育て活動支援館）の運営補助、保育所等援助活動の関係機関ならびにサブリーダーとの連絡調整も行っています。

(3) 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）

- ① 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
乳幼児とその保護者が自由に遊べ、お互いが交流できる「つどいの広場」を実施し、利用者の安全管理とはじめての利用者が参加しやすい雰囲気づくりに努めます。特に、プラザから遠い川北地域においては、月に2回程度出張広場として「ミニつどいの広場」を実施し、交流の場を提供します。
- ② 子育てに関する相談及び援助の実施
普段の遊びの中で相談をしやすい環境づくりをし、区役所子育て支援室及び関係機関との連携を図っていきます。
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
毎月、地域の子育て関係施設等の情報紙を、プラザ館内に設置の「西淀川区内のつどいの広場コーナー」等にて配架、掲示していきます。

- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習の実施
乳幼児が親子でコミュニケーションを取りながら参加できる講座を実施していきます。
- ⑤ ブックスタートの実施
3か月～おおむね1歳までの乳幼児の親子を対象に、絵本の配布や絵本の楽しみ方に関する解説、絵本ボランティアによる読み聞かせ体験などを、子育てプラザ及び川北地域で実施します。